日 調 連 発 第 １ ９ 号
平成２７年４月１７日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第１条第２項に規定する被害者が登記権利者となる所有権の移転の登記における登記権利者の住所の取扱いについて（参考送付）

法務省民事局民事第二課長から法務局民事行政部長及び地方法務局長（富山を除く。）あて標記の件についての通知が別添のとおり発せられた旨情報提供がありましたので、参考のため送付します。

なお、主な留意点は、下記のとおりです。

記

所有権の移転の登記申請において、その登記権利者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「ＤＶ防止法」という。）第 1 条第 2 項に規定する被害者として住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年 10 月 4 日付け法務省民事甲第 2671 号法務省民事局長、保発第 39 号厚生省保険局長、庁保発第 22 号社会保険庁年金保険部長、42 食糧業第 2668 号（需給）食糧庁長官及び自治振第 150 号自治省行政局長通知）第 6 の 10 の措置を受けている者であって、その者が所有権の移転の登記の申請における登記権利者であるときは、一定の要件を満たす場合には、申請情報の内容として提供された住所を当該権利者の住所として取り扱うこととする。

また、登記に係る申請書等の登記簿の附属書類を申請書類つづり込み帳につづり込む場合や、同登記簿の附属書類に係る閲覧請求については、平成 27 年 3 月 31 日付け法務省民二第 198 号民事第二課長通知のとおり取り扱うこととする。

なお、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）第 7 条に規定するストーカー行為等の相手方、児童虐待の防止に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待を受けた児童等として、上記住民基本台帳事務処理要領第 6 の 10 の措置を受けている者が登記権利者であるときも同様である。

機密性２　完全性２　可用性２

法務省民二第１９６号
平成２７年３月３１日

法務局民事行政部長　殿
地方法務局長　殿
（富山を除く。）

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第１条第２項に規定する被害者が登記権利者となる所有権の移転の登記における登記権利者の住所の取扱いについて（通知）

標記について，別紙甲号のとおり富山地方法務局長から当職宛てに照会があり，別紙乙号のとおり回答しましたので，この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

名古屋法務局 経由	受付	平成27年3月2日 不登第53号
	発送	平成27年3月5日 不登第50号

機密性２　完全性１　可用性１　別紙甲号

登　第　６　０　号
平成２７年２月２６日

法務省民事局民事第二課長　殿
（名古屋法務局経由）

富山地方法務局長　大　竹　聖　一

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第１条第２項に規定する被害者が登記権利者となる所有権の移転の登記における登記権利者の住所の取扱いについて（照会）

所有権の移転の登記の申請において，その登記権利者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成１３年法律第３１号。以下「ＤＶ防止法」という。）第１条第２項に規定する被害者として住民基本台帳事務処理要領(昭和４２年１０月４日付け法務省民事甲第２６７１号法務省民事局長，保発第３９号厚生省保険局長，庁保発第２２号社会保険庁年金保険部長，４２食糧業第２６６８号（需給）食糧庁長官及び自治振第１５０号自治省行政局長通知）第６の１０の措置（以下「支援措置」という。）を受けている者（以下「被支援措置者」という。）であって，下記１の要件に係る場合には，ＤＶ防止法第２条の規定及び平成２５年１２月１２日付け法務省民二第８０９号法務省民事局民事第二課長通知（以下「民事第二課長通知」という。）の趣旨を踏まえ，下記の取扱いをしたいと考えますが，差し支えないか照会します。

記

１　被支援措置者が所有権の移転の登記の申請における登記権利者であり，次の要件のいずれも満たす場合には，申請情報の内容として提供された住所を当該権利者の住所として取り扱う。

(1)　住民票上の住所地を秘匿する必要があり，当該登記権利者の印鑑証明書を添付して「住民票に現住所として記載されている住所地は，配偶者等からの暴力を避けるために設けた臨時的な緊急避難地であり，飽くまで申請情報として提供した住所が生活の本拠である」旨を内容とする上申書が申請情報とともに提供されること。

(2)　上記(1)の申請情報の内容として提供された当該登記権利者の住所が，添付情報として提供された登記名義人となる者の住所を証する市町村長そ

受書
27.3.9
第152号

の他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては，これに代わるべき情報。以下同じ。）において前住所又は前々住所等として表示されていること。

(3) 申請情報及び添付情報等から上記(1)の上申書の記載内容に疑念を抱かしめる事情がないと認められること。

2　上記１の取扱いによる登記の申請には，登記権利者の前住所又は前々住所等が表示された当該登記権利者の住所を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報及び当該登記権利者が支援措置を受けていることを証する情報を提供させる。

3　上記１の取扱いによる登記に係る申請書及びその添付書面その他の登記簿の附属書類（以下「登記簿の附属書類」という。）を申請書類つづり込み帳につづり込む場合には，民事第二課長通知別紙甲号記の５により取り扱う。

4　上記３の登記簿の附属書類に係る閲覧請求については，民事第二課長通知別紙甲号記の６により取り扱う。

別紙乙号

機密性２　完全性２　可用性２

法務省民二第１９５号
平成２７年３月３１日

富山地方法務局長　殿
（名古屋法務局経由）

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第１条第２項に規定する被害者が登記権利者となる所有権の移転の登記における登記権利者の住所の取扱いについて（回答）

本年２月２６日付け登第６０号をもって照会のありました標記の件について，記の１及び２については貴見のとおり取り扱われて差し支えありませんが，記の３及び４については本日付け法務省民二第１９８号当職通知のとおり取り扱うよう留意願います。

なお，本取扱いは，ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成１２年法律第８１号）第７条に規定するストーカー行為等の相手方，児童虐待の防止に関する法律（平成１２年法律第８２号）第２条に規定する児童虐待を受けた児童等として，住民基本台帳事務処理要領（昭和４２年１０月４日付け法務省民事甲第２６７１号法務省民事局長，保発第３９号厚生省保険局長，庁保発第２２号社会保険庁年金保険部長，４２食糧業第２６６８号（需給）食糧庁長官及び自治振第１５０号自治省行政局長通知）第６の１０の措置を受けている者が登記権利者であるときも同様ですので，その旨を申し添えます。

日調連発第２０号
平成２７年４月１７日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第１条第２項に規定する被害者が登記義務者又は登記権利者とならないが、添付情報に当該被害者の現住所が記載されている場合における閲覧の方法について（参考送付）

法務省民事局民事第二課長から法務局民事行政部長及び地方法務局長（岡山を除く。）あて標記の件についての通知が別添のとおり発せられた旨情報提供がありましたので、参考のため送付します。

なお、主な留意点は、下記のとおりです。

記

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「ＤＶ防止法」という。）第１条第２項に規定する被害者として住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け法務省民事甲第2671号法務省民事局長、保発第39号厚生省保険局長、庁保発第22号社会保険庁年金保険部長、42食糧業第2668号（需給）食糧庁長官及び自治振第150号自治省行政局長通知）第６の10の措置を受けている者（以下「被支援措置者」という。）が登記義務者又は登記権利者とならないが、登記申請書等に被支援措置者の住所が記載されている場合には、当該被支援措置者又はその代理人の申出に基づき、当該住所が記載されている部分について閲覧の制限を行うことができるものとする。

なお、別添の通知に抵触する平成25年12月12日付け法務省民二第809号民事第二課長通知による取扱いは、別添の通知によって変更したこととなる。

おって、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第７条に規定するストーカー行為等の相手方、児童虐待の防止に関する法律（平成12年法律第82号）第２条に規定する児童虐待を受けた児童等として、上記住民基本台帳事務処理要領第６の10の措置を受けている者又はその代理人が申出人となるときも同様である。

機密性２　完全性２　可用性２

法務省民二第１９８号
平成２７年３月３１日

法務局民事行政部長　殿
地方法務局長　殿
（岡山を除く。）

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第１条第２項に規定する被害者が登記義務者又は登記権利者とならないが，添付情報に当該被害者の現住所が記載されている場合における閲覧の方法について（通知）

標記について，別紙甲号のとおり岡山地方法務局長から当職宛てに照会があり，別紙乙号のとおり回答しましたので，この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお，本通知に抵触する平成２５年１２月１２日付け法務省民二第８０９号当職通知による取扱いは，本通知によって変更したことになりますので，その旨を申し添えます。

広島法務局経由
平成27年3月27日登第 92 号

別紙甲号

機密性２情報
不登第　６５　号
平成２７年３月２５日

法務省民事局民事第二課長　殿
（広島法務局経由）

岡山地方法務局長　小　川　　満

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第１条第２項に規定する被害者が登記義務者又は登記権利者とならないが，添付情報に当該被害者の現住所が記載されている場合における閲覧の方法について（照会）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成１３年法律第３１号。以下「ＤＶ防止法」という。）第１条第２項に規定する被害者として住民基本台帳事務処理要領（昭和４２年１０月４日付け法務省民事甲第２６７１号法務省民事局長，保発第３９号厚生省保険局長，庁保発第２２号社会保険庁年金保険部長，４２食糧業第２６６８号（需給）食糧庁長官及び自治振第１５０号自治省行政局長通知）第６の１０の措置を受けている者（以下「被支援措置者」という。）が登記義務者又は登記権利者とならないが，登記申請の添付情報に被支援措置者の住所が記載されている場合には，申請書類つづり込み帳につづり込まれた当該登記申請書及びその附属書類（不動産登記令（平成１６年政令第３７９号。以下「不登令」という。）第２１条第１項で定める図面を除く。以下「登記申請書等」という。）について，被支援措置者又はその代理人から閲覧の制限の申出があったときは，ＤＶ防止法第２条の規定の趣旨に鑑み，平成２５年１２月１２日付け法務省民二第８０９号法務省民事局民事第二課長通知別紙甲号記の５及び６にかかわらず，下記の取扱いをしたいと考えますが，差し支えないか照会します。

記

登記申請書等に被支援措置者の住所が記載されている場合は，以下のとおり，当該被支援措置者又はその代理人の申出に基づき，当該住所が記載されている部分（印鑑に関する証明書や住民票の様式等で当該住所を市町村単位で推認させる部分を含む。以下同じ。）について閲覧の制限を行うことができるものとする。

法務省 27.3.30 第235号 民事局民事第二課

1　閲覧の制限の申出の方法

閲覧の制限の申出は，被支援措置者又はその代理人の記名押印のある別紙様式又はこれに準ずる申出書によって行い，かつ，次の各書面をいずれも添付しなければならない。

(1) 申出をする本人が被支援措置者であることを証する書面

(2) 被支援措置者が申出をする場合にあっては，申出書の押印に係る被支援措置者の印鑑に関する証明書（不登令第１６条第２項に規定する印鑑に関する証明書をいう。以下(3)に同じ。）。ただし，当該証明書を提出することができないやむを得ない事情があると認められる場合にあって，不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号）第７２条第２項に掲げる方法により当該被支援措置者本人であることを確認することができるときを除く。

(3) 被支援措置者の代理人が申出をする場合にあっては，被支援措置者が記名押印した当該代理人の権限を証する書面及び当該押印に係る被支援措置者の印鑑に関する証明書

2　閲覧の制限の申出があった場合の取扱い

上記１の方法による閲覧の制限の申出があった場合は，次の各措置を執ることとする。

(1) 住所が記載されている部分を塗抹するなどして閲覧をすることができない措置を施した登記申請書等の写しを作成し，申請書類つづり込み帳につづり込む。

(2) 申請書類つづり込み帳につづり込まれた登記申請書等の写しの１ページ目の適宜の箇所に，閲覧の制限があることが一見して明らかになるような措置を施す。

(3) 登記申請書等の原本は，申出書とともに封入し，申請書類つづり込み帳の最後部につづり込む。

3　閲覧の制限の申出があった登記申請書等について閲覧の請求があった場合の取扱い

(1) 被支援措置者又はその代理人から閲覧の制限の申出があった登記申請書等について閲覧の請求があった場合には，原本を閲覧に供する。

(2) 上記(1)以外の者から閲覧の制限の申出があった登記申請書等について閲覧の請求があった場合には，上記２(1)の写しを閲覧に供する。

ただし，請求人が当該登記申請書の附属書類である被支援措置者の印鑑に関する証明書の印影について不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）第１２１条第２項ただし書に規定する利害関係を有する場合には，当該印影以外に係る部分を別用紙等で覆った上で，当該印影に係る部分に限りその原本を閲覧に供して差し支えない。

別紙乙号

機密性２　完全性２　可用性２

法務省民二第１９７号
平成２７年３月３１日

岡山地方法務局長　殿
（広島法務局経由）

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第１条第２項に規定する被害者が登記義務者又は登記権利者とならないが，添付情報に当該被害者の現住所が記載されている場合における閲覧の方法について（回答）

本月２５日付け不登第６５号をもって照会のありました標記の件については，貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお，本取扱いは，ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成１２年法律第８１号）第７条に規定するストーカー行為等の相手方，児童虐待の防止に関する法律（平成１２年法律第８２号）第２条に規定する児童虐待を受けた児童等として，住民基本台帳事務処理要領（昭和４２年１０月４日付け法務省民事甲第２６７１号法務省民事局長，保発第３９号厚生省保険局長，庁保発第２２号社会保険庁年金保険部長，４２食糧業第２６６８号（需給）食糧庁長官及び自治振第１５０号自治省行政局長通知）第６の１０の措置を受けている者又はその代理人が申出人となるときも同様ですので，その旨を申し添えます。

民二
印省

機密性２　完全性２　可用性２

法務省民二第８０９号
平成２５年１２月１２日

法務局民事行政部長　殿
地方法務局長　殿
（千葉を除く。）

法務省民事局民事第二課長

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第１条第２項に規定する被害者が登記義務者となる所有権の移転の登記の前提としての住所の変更の登記の要否について（通知）

標記について，別紙甲号のとおり千葉地方法務局長から当職宛てに照会があり，別紙乙号のとおり回答しましたので，この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

別紙甲号

東京法務局	平成２５年 12月５日
経　由	不登 第212 号受付

不Ｉ２第６２９号
平成２５年１２月５日

法務省民事局民事第二課長　殿
（東京法務局経由）

千葉地方法務局長　加藤三男

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第１条第２項に規定する被害者が登記義務者となる所有権の移転の登記の前提としての住所の変更の登記の要否について（照会）

所有権の移転の登記の申請に当たり，その登記義務者が登記記録上の住所から転居している場合には，当該所有権の移転の登記の前提として，登記記録上の住所を現在の住所へ変更することを内容とする登記名義人の住所についての変更の登記をする必要があるとされておりますが，当該登記義務者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成１３年法律第３１号。以下「ＤＶ防止法」という。）第１条第２項に規定する被害者として住民基本台帳事務処理要領（昭和４２年１０月４日付け法務省民事甲第２６７１号法務省民事局長，保発第３９号厚生省保険局長，庁保発第２２号社会保険庁年金保険部長，４２食糧業第２６６８号（需給）食糧庁長官及び自治振第１５０号自治省行政局長通知）第６の１０の措置（以下「支援措置」という。）を受けている者（以下「被支援措置者」という。）であり，かつ，当該被支援措置者から下記の取扱いによることの申出があったときは，ＤＶ防止法第２条の規定の趣旨に鑑み，当該取扱いによることができるものと考えますが，いささか疑義がありますので，照会します。

記

１　所有権の移転の登記の申請における登記義務者が被支援措置者である場合においては，当該登記義務者が登記記録上の住所から転居しているときであっても，当該所有権の移転の登記の前提として，当該登記義務者である登記名義人の住所についての変更の登記をすることを要しない。

２　１の所有権の移転の登記の申請をする場合には，登記義務者に係る住所につ

法務省
512-9
第1352号
民事局民事第二課

いて変更があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては，これに代わるべき情報）及び支援措置を受けていることを証する情報を提供しなければならない。

3　１の所有権の移転の登記の申請がされた場合において，不動産登記法（平成１６年法律第１２３号。以下「不登法」という。）第２３条第１項の規定により通知をしなければならないときは，当該登記義務者の現在の住所に宛てて通知する。

4　１の所有権の移転の登記の申請が不登法第１８条第１号の規定による電子情報処理組織を使用する方法によってされた場合には，登記完了証に記録する登記義務者の住所については，登記完了証の記録内容に係る編集機能を使用して，登記記録上の住所を記録して作成する。

5　１の所有権の移転の登記に係る申請書及びその添付書面その他の登記簿の附属書類を申請書類つづり込み帳につづり込む場合には，当該申請書の１ページ目の適宜の箇所に当該登記に係る申請が被支援措置者によるものであることが一見して明らかになるような措置を施し，当該附属書類が廃棄されるまでの間，当該措置を継続する。

6　５の附属書類に係る閲覧請求については，原則として，当該被支援措置者又はその代理人以外の者は不登法第１２１条第２項ただし書に規定する利害関係を有しないものとし，また，当該代理人からの閲覧の請求の場合は不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号）第１９３条第４項に規定する当該代理人の権限を証する書面に当該被支援措置者が記名押印し，その印鑑に関する証明書（不動産登記令（平成１６年政令第３７９号）第１６条第２項に規定する印鑑に関する証明書をいう。）を添付して提供しなければならない。

別紙乙号

機密性２　完全性２　可用性２

法務省民二第８０８号
平成２５年１２月１２日

千葉地方法務局長　殿
（東京法務局経由）

法務省民事局民事第二課長

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第１条第２項に規定する被害者が登記義務者となる所有権の移転の登記の前提としての住所の変更の登記の要否について（回答）

本月５日付け不Ｉ２第６２９号をもって照会のありました標記の件については，貴見のとおり取り扱って差し支えありません。

なお，照会のありました取扱いは，ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成１２年法律第８１号）第７条に規定するストーカー行為等の相手方，児童虐待の防止に関する法律（平成１２年法律第８２号）第２条に規定する児童虐待を受けた児童等として，住民基本台帳事務処理要領（昭和４２年１０月４日付け法務省民事甲第２６７１号法務省民事局長，保発第３９号厚生省保険局長，庁保発第２２号社会保険庁年金保険部長，４２食糧業第２６６８号（需給）食糧庁長官及び自治振第１５０号自治省行政局長通知）第６の１０の措置を受けている者が登記義務者であるときも同様であり，また，所有権の移転の登記のほか，抵当権その他の権利の移転の登記についても同様に取り扱って差し支えないものと考えますので，その旨を申し添えます。